

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第11号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成17年佐賀県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 警備業の認定等（第2条—<u>第5条</u>）</p> <p>第3章 警備業務（<u>第6条</u>）</p> <p>第4章 教育等（<u>第7条—第15条</u>）</p> <p>第5章 機械警備業（<u>第16条—第20条</u>）</p> <p>第6章 監督（<u>第21条—第23条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第24条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（死亡等の届出の様式）</u></p> <p><u>第5条</u> 施行規則第25条に規定する届出書の提出は、別記様式第3号の死亡等届出書により行うものとする。</p> <p>（護身用具の携帯の禁止及び制限）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（指導教育責任者兼任承認申請書等の様式）</p> <p><u>第7条</u> 施行規則第39条第3項に規定する専任の指導教育責任者を置くことを要しない承認の申請は、<u>別記様式第4号</u>の警備員指導教育責任者兼任承認申請書により行うものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 警備業の認定等（第2条—<u>第4条</u>）</p> <p>第3章 警備業務（<u>第5条</u>）</p> <p>第4章 教育等（<u>第6条—第13条</u>）</p> <p>第5章 機械警備業（<u>第14条—第19条</u>）</p> <p>第6章 監督（<u>第20条—第22条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第23条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（護身用具の携帯の禁止及び制限）</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>（指導教育責任者兼任承認申請書等の様式）</p> <p><u>第6条</u> 施行規則第39条第3項に規定する専任の指導教育責任者を置くことを要しない承認の申請は、<u>別記様式第3号</u>の警備員指導教育責任者兼任承認申請書により行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項に規定する申請に対する承認の通知は、<u>別記様式第5号</u>の警備員指導教育責任者兼任承認通知書により行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する申請に対する不承認の通知は、<u>別記様式第6号</u>の警備員指導教育責任者兼任不承認通知書により行うものとする。</p> <p>(指導教育責任者講習等の講師及び指定書の様式)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の講師の指定は、<u>別記様式第7号</u>の指定書により行うものとする。</p> <p>3 前項の指定の解除は、<u>別記様式第8号</u>の講師指定解除通知書により行うものとする。</p> <p>(指導教育責任者講習等の委託)</p> <p>第9条 略</p> <p>(資格者証等不交付通知書の様式)</p> <p>第10条 公安委員会は、法第22条第4項の規定により警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、<u>別記様式第9号</u>の資格者証等不交付通知書を交付するものとする。</p> <p>(資格者証等返納命令書の様式)</p> <p>第11条 施行規則第44条第1項に規定する指導教育責任者資格者証の返納の命令は、<u>別記様式第10号</u>の資格者証等返納命令書により行うものとする。</p> <p>(検定実技試験員の指定等及び指定書等の様式)</p> <p>第12条 検定規則第6条第3項に規定する公安委員会の指定は、<u>別記様式第11号</u>の指定書により行うものとする。</p> <p>2 前項の指定を解除する場合は、<u>別記様式第12号</u>の試験員指定</p>	<p>2 前項に規定する申請に対する承認の通知は、<u>別記様式第4号</u>の警備員指導教育責任者兼任承認通知書により行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する申請に対する不承認の通知は、<u>別記様式第5号</u>の警備員指導教育責任者兼任不承認通知書により行うものとする。</p> <p>(指導教育責任者講習等の講師及び指定書の様式)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の講師の指定は、<u>別記様式第6号</u>の指定書により行うものとする。</p> <p>3 前項の指定の解除は、<u>別記様式第7号</u>の講師指定解除通知書により行うものとする。</p> <p>(指導教育責任者講習等の委託)</p> <p>第8条 略</p> <p>(資格者証等不交付通知書の様式)</p> <p>第9条 公安委員会は、法第22条第4項の規定により警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、<u>別記様式第8号</u>の資格者証等不交付通知書を交付するものとする。</p> <p>(資格者証等返納命令書の様式)</p> <p>第10条 施行規則第44条第1項に規定する指導教育責任者資格者証の返納の命令は、<u>別記様式第9号</u>の資格者証等返納命令書により行うものとする。</p> <p>(検定実技試験員の指定等及び指定書等の様式)</p> <p>第11条 検定規則第6条第3項に規定する公安委員会の指定は、<u>別記様式第10号</u>の指定書により行うものとする。</p> <p>2 前項の指定を解除する場合は、<u>別記様式第11号</u>の試験員指定</p>

改正前	改正後
<p>解除通知書により行うものとする。 <u>(保管証明書の様式)</u></p> <p>第13条 公安委員会は、<u>検定規則第15条第1項の規定による合格証明書の書換えを受けようとする者に対し、別記様式第13号の保管証明書を交付するものとする。</u></p> <p>(合格証明書の不交付通知書の様式)</p> <p>第14条 法第23条第4項に規定する合格証明書の不交付の通知は、<u>別記様式第9号の資格者証等不交付通知書により行うものとする。</u></p> <p>(合格証明書の返納命令書の様式)</p> <p>第15条 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納の命令は、<u>別記様式第10号の資格者証等返納命令書により行うものとする。</u></p> <p>(機械警備業務管理者講習の講師及び指定書の様式)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の講師の指定は、<u>別記様式第7号の指定書により行うものとする。</u></p>	<p>解除通知書により行うものとする。</p> <p>(合格証明書の不交付通知書の様式)</p> <p>第12条 法第23条第4項に規定する合格証明書の不交付の通知は、<u>別記様式第8号の資格者証等不交付通知書により行うものとする。</u></p> <p>(合格証明書の返納命令書の様式)</p> <p>第13条 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納の命令は、<u>別記様式第9号の資格者証等返納命令書により行うものとする。</u></p> <p><u>(機械警備業務管理者兼任承認申請書等の様式)</u></p> <p>第14条 <u>施行規則第60条に規定する専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない承認の申請は、別記様式第12号の機械警備業務管理者兼任承認申請書により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する申請に対する承認の通知は、別記様式第13号の機械警備業務管理者兼任承認通知書により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する申請に対する不承認の通知は、別記様式第14号の機械警備業務管理者兼任不承認通知書により行うものとする。</u></p> <p>(機械警備業務管理者講習の講師及び指定書の様式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の講師の指定は、<u>別記様式第6号の指定書により行うものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>3 前項の指定の解除は、<u>別記様式第8号</u>の講師指定解除通知書により行うものとする。 (機械警備業務管理者講習の委託)</p> <p>第17条 略 (機械警備業務管理者資格者証不交付通知書の様式)</p> <p>第18条 法第42条第3項の規定により機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときは、<u>別記様式第9号</u>の資格者証等不交付通知書により行うものとする。 (機械警備業務管理者資格者証返納命令書の様式)</p> <p>第19条 法第42条第3項において準用する法第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納の命令は、<u>別記様式第10号</u>の資格者証等返納命令書により行うものとする。 (即応体制の整備の基準)</p> <p>第20条 略 (報告書等の様式)</p> <p>第21条 施行規則第69条に規定する書面の様式は、<u>別記様式第14号</u>の報告・資料提出要求書のとおりとする。 (指示書等の様式)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる指示又は命令は、それぞれ当該各号に定める指示書又は命令書によるものとする。 (1) 法第48条に規定する指示 <u>別記様式第15号</u>の指示書 (2) 法第49条第1項に規定する営業の停止の命令 <u>別記様式第16号</u>の営業停止命令書 (3) 法第49条第2項に規定する営業の廃止の命令 <u>別記様式第17号</u>の営業廃止命令書</p> <p>第23条・第24条 略</p>	<p>3 前項の指定の解除は、<u>別記様式第7号</u>の講師指定解除通知書により行うものとする。 (機械警備業務管理者講習の委託)</p> <p>第16条 略 (機械警備業務管理者資格者証不交付通知書の様式)</p> <p>第17条 法第42条第3項の規定により機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときは、<u>別記様式第8号</u>の資格者証等不交付通知書により行うものとする。 (機械警備業務管理者資格者証返納命令書の様式)</p> <p>第18条 法第42条第3項において準用する法第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納の命令は、<u>別記様式第9号</u>の資格者証等返納命令書により行うものとする。 (即応体制の整備の基準)</p> <p>第19条 略 (報告書等の様式)</p> <p>第20条 施行規則第69条に規定する書面の様式は、<u>別記様式第15号</u>の報告・資料提出要求書のとおりとする。 (指示書等の様式)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる指示又は命令は、それぞれ当該各号に定める指示書又は命令書によるものとする。 (1) 法第48条に規定する指示 <u>別記様式第16号</u>の指示書 (2) 法第49条第1項に規定する営業の停止の命令 <u>別記様式第17号</u>の営業停止命令書 (3) 法第49条第2項に規定する営業の廃止の命令 <u>別記様式第18号</u>の営業廃止命令書</p> <p>第22条・第23条 略</p>

別記様式第3号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>別記様式第4号（第7条関係）</u> 略	<u>別記様式第3号（第6条関係）</u> 略
<u>別記様式第5号（第7条関係）</u> 略	<u>別記様式第4号（第6条関係）</u> 略
<u>別記様式第6号（第7条関係）</u> 略	<u>別記様式第5号（第6条関係）</u> 略
<u>別記様式第7号（第8条、第16条関係）</u> 略	<u>別記様式第6号（第7条、第15条関係）</u> 略
<u>別記様式第8号（第8条、第16条関係）</u> 略	<u>別記様式第7号（第7条、第15条関係）</u> 略
<u>別記様式第9号（第10条、第14条、第18条関係）</u> 略	<u>別記様式第8号（第9条、第12条、第17条関係）</u> 略
<u>別記様式第10号（第11条、第15条、第19条関係）</u> 略	<u>別記様式第9号（第10条、第13条、第18条関係）</u> 略
<u>別記様式第11号（第12条関係）</u> 略	<u>別記様式第10号（第11条関係）</u> 略

別記様式第12号中「別記様式第12号（第12条関係）」を「別記様式第11号（第11条関係）」に改め、同様式を別記様式第11号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第12号（第14条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※承認年月日	年 月 日

機械警備業務管理者兼任承認申請書

警備業法施行規則第60条の規定に基づき、機械警備業務管理者兼任の承認を申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる営業所	名称				
	所在地				
認定をした公安委員会		公安委員会	認定の番号	第	号
承認申請をする機械警備業務管理者	氏名				
	住所				
	管理者証交付公安委員会	公安委員会	管理者証の番号	第	号
上記の者が現在業務を行っている営業所 ①	名称		対象施設数		
	所在地				
承認後業務を兼任することとなる営業所 ②	名称		対象施設数		
	所在地				
上記①、②の営業所間の距離、所要時間、交通機関		<input type="radio"/> 距離 km <input type="radio"/> 所要時間 時間 分 <input type="radio"/> 交通機関 ()			

備考 ※印欄は、記載しないこと。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号（第14条関係）

第 号

機械警備業務管理者兼任承認通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった機械警備業務管理者の兼任の承認は、次の条件を付して承認する。

1 機械警備業務管理者が兼任できる営業所は、次の2の営業所とする。

(1) 名 称

所在地

(2) 名 称

所在地

2 上記の2の基地局に係る対象施設の合計数が五千以上となった場合は、各々の基地局に専任の機械警備業務管理者を置くこと。また、この場合は、警備業法第41条の規定による変更の届出を行うこと。

兼任を承認する機械警備業務管理者	氏 名				
	住 所				
	管理者証交付公安委員会	公安委員会	管理者証の番号	第	号

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>別記様式第15号（第22条関係）</u> 略	<u>別記様式第16号（第21条関係）</u> 略
<u>別記様式第16号（第22条関係）</u> 略	<u>別記様式第17号（第21条関係）</u> 略
<u>別記様式第17号（第22条関係）</u> 略	<u>別記様式第18号（第21条関係）</u> 略

別記様式第14号中「別記様式第14号（第21条関係）」を「別記様式第15号（第20条関係）」に改め、同様式を別記様式第15号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第 号

機械警備業務管理者兼任不承認通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった機械警備業務管理者の兼任の承認は、次の理由により承認しないこととしたので通知する。

（理 由）

年 月 日

佐賀県公安委員会



この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。